

## 秋田県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

令和2年2月14日

秋田県知事 佐竹敬久

### 1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	比内森吉線	北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1042林班い小班	48.36～54.69	0.039
	新	比内森吉線	〃	59.58～63.86	0.039

### 2 供用開始の期日 令和2年2月14日

### 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和2年2月14日から同月28日まで（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）